

飯島町輝く農山村地域創造プロジェクト事業
(持続可能な農業・農村モデル再構築検討業務) プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領に定めるプロポーザルは、飯島町輝く農山村地域創造プロジェクト事業（持続可能な農業・農村モデル再構築検討業務）にあたり、業務を委託する受託候補事業者の募集や選定に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の内容

(1) 業務の名称

飯島町輝く農山村地域創造プロジェクト事業
(持続可能な農業・農村モデル再構築検討業務)

(2) 業務内容

別紙「飯島町輝く農山村地域創造プロジェクト事業
(持続可能な農業・農村モデル再構築検討業務) 業務委託仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 契約金額（委託料）の上限

10,000,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

3. 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 飯島町競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 国税及び地方税等、各種税金を滞納していないこと。
- (4) 飯島町暴力団等反社会的勢力排除条例（平成24年条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団員または同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (5) 参加意向申請書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、町における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (6) 事業の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき委託事業を実施するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有し、的確に遂行できること。
- (7) 過去10年以内に同種又は類似の業務の実績があること。

4. スケジュール（予定）

内容	期日
実施要領等の公表	令和7年7月11日（金）
参加申込書の提出期限	令和7年7月28日（月）
質問の受付期限	令和7年8月1日（金）
企画提案書提出期限	令和7年8月14日（木）
プレゼンテーション審査、選定委員会 受託者決定	令和7年8月19日（火）
最終審査結果通知	令和7年8月26日（火）

5. 質問及び回答

実施要領及び仕様書等の内容に不明な点がある場合には、質問書（様式第1号）に必要事項を記載して、以下の通り提出するものとする。

（1）提出書類

質問書（様式第1号）

（2）受付期間

令和7年7月11日（金）から令和7年8月1日（金）午後5時まで

（3）提出方法

質問書（様式第1号）に必要事項を記入の上、ワードファイルを添付送信し提出する。
送信後、必ず電話により着信の確認を行うこと。

なお、電子メールの件名は「飯島町輝く農山村地域創造プロジェクト事業質問書」とし、次のメールアドレス宛に送信するものとする。

＜質問書送信先メールアドレス＞ sangyousinkou@town.iijima.lg.jp

（4）回答方法

受付期間に提出された質問書に対する回答は、メール等にて令和7年8月7日（木）午後5時までを予定とし、企画項目提案に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は提案者全員へ、企画提案内容に係る質問の場合は、質問者に対して回答します。

6. 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書及びその他関係書類を次のとおり提出するものとする。

（1）提出書類及び提出部数

参加申込書（様式第2号）・・・1部

会社概要書（様式第3号）・・・1部

導入実績調書（様式第4号）・・・1部

国税の納税証明書・・・1部

参加申込時点で発行から3ヶ月以内のもの。（コピー可）

地方税の納税証明書・・・1部

参加申込時点で発行から3ヶ月以内のもの。（コピー可）

登記事項証明書（法人の場合）・・・1部

参加申込時点で発行から3ヶ月以内のもの。（原本）

（2）提出期限

令和7年7月28日（月）午後5時（必着）

（3）提出方法

持参又は郵送（配達記録が残る郵便に限る。）のいずれかによる。

持参する場合の受付時間は、閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

（4）提出場所及び送付先

飯島町役場産業振興課農政係

（5）結果通知

参加資格を確認後、令和7年8月1日（金）までに、結果通知を書面全ての参加申込書提出者に送付する。なお、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

7. 企画提案書等の提出

参加申込書等を提出し、参加資格があると認められた者は、以下のとおり企画提案書及びその他関係書類を提出するものとする。

（1）提出書類

（ア）企画提案書等提出届（様式第5号）

（イ）企画提案書（任意様式 A4）

（ウ）見積書（任意様式 A4縦）

（2）提出部数

提出書類の①：正本1部

提出書類の②～③：9部（正本1部、副本8部）

※上記の作成した提出書類（正本データと同内容のもの）の電子データ（PDF形式）を記録した電子媒体（USB）1点をあわせて提出すること。

（3）提出期限

令和7年8月14日（木）午後5時（必着）

（4）提出方法

持参又は郵送（配達記録が残る郵便に限る。）のいずれかによる。

持参する場合の受付時間は、閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

（5）提出場所及び送付先

8. 企画提案書等の作成要領

(1) 作成上の留意点

- (ア) 提案は1の参加者につき1つの提案とし、複数の提案をした場合は失格とする。
- (イ) 提出期限以降における提出書類の差し替え、追加、変更、削除等は認めない。
- (ウ) 提出書類は一切返却しない。
- (エ) 提出書類は、原則公開しないものとするが、飯島町情報公開条例（平成12年条例第1号）の規定による請求に基づき開示請求者に開示する可能性があるため、企業秘密に該当するなど、開示されると不利益をこうむる恐れのある情報については、あらかじめ文書により申し出ておくこと。
- (オ) 前記提出書類のと通りの順番に並べ、インデックスラベルを付し、簡易製本（A4サイズ、縦、左綴じ）とし、必要部数を作成すること。

(2) 企画提案書等提出届（様式第5号）

所定の様式に必要事項を記載すること。

(3) 企画提案書（任意様式 A4）

- (ア) A4判・縦型・横書きの片面印刷で、20ページを超えない範囲に取りまとめる。（提案書表紙及び見積書を除く。）

なお、図表等補足資料についてはA3版も可能とするが、使用する場合はA4版に織り込むようにし、1ページとしてカウントする。

- (イ) 印刷は両面印刷を基本とし、表紙及び目次を除きページの下部にページ番号を付すこと。
- (ウ) 文字の大きさは10.5ポイント以上（注釈、図表等の記載を除く。）とすること。
- (エ) 記載内容は出来る限り平易な言葉を用い、必要に応じて用語解説を付すること。
- (オ) 次に掲げる項目について、順次記載すること。

(4) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	評価内容	配点
事業の理解度	本業務の趣旨や内容の理解度が高く、提案内容の着眼点が優れているか。	10
事業の実施体制	類似業務の履行実績を十分に有し、円滑かつ効果的な業務の履行が期待できるか。	10
地域の理解度	住民や関係事業者との連携や対話の機会が充実しており、多くの関係者が事業を理解した上で参加することが期待できるか。	20
見える化	策定したコンセプトの見える化、浸透を効果的な手法により図ることが出来るか。	20
企画力	伴走支援の体制や内容が充実し、町の地域全体を	20

	巻き込んだ「持続可能な農業・農村モデル」の再構築方針の策定に期待できるか。	
事業の継続性	継続的な運用が経済的にも体制的にも見込める提案内容となっているか。	15
業務に要する経費及びその内訳	積算の考え方は妥当であるか。	5
合 計		100

(5) 見積書（任意様式 A 4 縦）

(ア) 業務に要する経費は、本業務の実施にあたり必要な経費の合計額を記載すること。

また、経費の合計額は、2（4）に示す費用の上限額以内となるようにすること。

(イ) 費用見積書には、明細を添付すること。

(ウ) 正本1部には代表者印を押印すること。

9. 選定方法

本町にとって、最適な条件を選定するため、事業の理解度、事業の実施体制、地域の理解度、見える化、企画力、事業の継続性、業務に要する経費及びその内訳に基づいて評価する。

選定委員会の委員が、評価基準の項目ごとにA～Eの5段階による評価を行い、評価点は各項目の配点に計数（1.0(A)、0.8(B)、0.6(C)、0.4(D)、0.2(E)）を乗じて合算したものとします。（1提案者当たり100点満点）その後、委員ごと評価点が高い提案者から順に、1位から3位までの順位付けを行い、各委員が行った順位付けに対し、1位は4点、2位は2点、3位は1点の順位点を付け、各委員の順位点を総計して、最も得点の高い提案者を委託候補者として選定します。

ただし、全委員の評価点の平均が60点に満たない者は、順位点の如何に関わらず、委託候補者として選定しないものとします。各選定委員の評価点の合計点で最も評価の高い者を選定する。ただし、評価点の合計が同点の企画提案者が複数ある場合は、協議のうえ選定する。

10. 審査の進め方

選考は、飯島町輝く農山村地域創造プロジェクト事業業務委託プロポーザル選定委員会（庁内委員等により構成）において審査を行い、提案内容を公正かつ客観的に評価し、最も優れた提案を行ったものを最適候補者として選定する。

11. プレゼンテーション審査

プレゼンテーションは、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 実施日程

令和7年8月19日（火）（予定）

参加状況によって、プレゼンテーション審査の日程が変更となる可能性がある。なお、実施日におけるタイムスケジュールの詳細は、参加者宛に別途通知する。

(2) 実施場所

飯島町役場 2 階防災対策室（予定）

(3) 時間配分

各参加者の説明に要する持ち時間は40分（プレゼンテーション30分、質疑応答10分程度を目安。）とする。

(4) 参加人数

プレゼンテーションに参加する説明員等は5名以内とする。

(5) 順番

提案説明を行う順番は、企画提案書等の提出（受付）順とする。

(6) 内容

プレゼンテーションでは、提出した企画提案書等の内容について説明し、質疑応答にも対応すること。

12. 失格条項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出期限等が本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が本要領に適合していないとき。
- (3) 企画提案書等の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき。
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (5) 本プロポーザルの手続きの過程で、前記3. 参加資格の規定に抵触することが明らかになったとき。
- (6) 書類に虚偽の記載があったとき。
- (7) 提案者がプレゼンテーション審査に出席しないとき。
- (8) 見積書の金額が、前記2. 業務の内容に示した予算額を超過しているとき。
- (9) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

13. 業務委託の契約

- (1) 町は、最も評価が高い者を本業務委託の受託事業者として、契約締結交渉を行うものとし、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、契約の際には改めて見積書を提出すること。
- (2) 受託事業者が前記12. 失格条項に該当すると認められた場合又は町と本業務契約締結交渉が不調となった場合は、次順位である者と契約交渉を行うことができる。
- (3) 選定後、前記3. 参加資格の規定に抵触することが明らかになった場合、取組体制が変わった場合は、受託事業者としての資格を取り消すことがある。

- (4) 契約保証金は、契約額の100分の10以上の額を契約時に納付しなければならない。ただし、飯島町財務規則第136条第3号の規定を適用し、当該要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

14. その他留意事項

- (1) 提出後の記載内容の追加、修正及び再提出はできないものとする。
- (2) 本プロポーザルに参加するために要する費用は、全て受託候補事業者の負担とする。
- (3) 書類記入に当たって使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (4) 審査結果の評価が最も高い受託候補事業者の企画提案書等は、公表する場合がある。
また、町は、本プロポーザルに関する公表を行う場合及び町が必要と認める場合に、企画提案書等を無償で利用できるものとする。企画提案書等に含まれる第三者の著作権の公表などの使用に関しては、受託候補事業者が第三者の承諾を得ておくものとする。
- (5) 本プロポーザルのために町より受領した資料は、町の了解なく公表、使用することはできない。
- (6) 本プロポーザル参加表明後に、辞退される場合は、本プロポーザル参加辞退届(様式第6号)を提出する。
- (7) 本プロポーザルの参加にあたり、本プロポーザル参加者に生じた損害等については、町は一切その責任を負わない。
- (8) 電子メール等の通信事故については、町はいかなる責任も負わない。
- (9) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合は、公平性を考慮の上、適宜町が判断する。

15. お問い合わせ先

- | | |
|---------------|--|
| (1) 担当課 | 飯島町役場 産業振興課農政係(担当:平井) |
| (2) 住所 | 〒399-3797 長野県上伊那郡飯島町飯島 2537 番地 |
| (3) 電話番号 | 0265-86-3111(内線161) |
| (4) ファックス | 0265-86-6781(産業振興課) |
| (5) 電子メールアドレス | sangyousinkou@town.iijima.lg.jp |